

居宅介護支援 重要事項説明書

甘楽町在宅介護支援センター・シルク

居宅介護支援 重要事項説明書

令和 7 年 9 月 27 日現在

1 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏 名	
-----	--

2 事業者（法人）の概要

事業所（法人）名	社会福祉法人 かんら会
所在地	甘楽郡甘楽町大字白倉 1384 番地 1
連絡先	0274-60-4152
代表者名	森平 恵喜

3 居宅介護支援事業所の概要

（1）事業所の所在地等

事業所名	甘楽町在宅介護支援センター・シルク
所在地	甘楽郡甘楽町大字白倉 1384 番地 1
連絡先	0274-60-4152
事業所番号	1072400045
管理者名	飯塚 文子

（2）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで
夜間・休日	午後 5 時 30 分～翌 7 時 30 分
夜間・休日の連絡先	0274-60-4151

※土曜日・日曜日・年末年始（12/30～1/3）は休み

（緊急時は 24 時間対応しています）

（3）職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員	3	3	
介護支援専門員	0	0	
事務職員	3		

（4）サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	甘楽町
---------------	-----

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人かんら会が設置する甘楽町在宅介護支援センター・シルクにおいて実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向をもとに居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	1. 利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることの無いよう公正中立に行う。 4. 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
☐	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
☐	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
☐	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
☐	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
☐	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--

6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1 ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) ①居宅介護支援費（Ⅰ）（地域区分 1 単位：10 円）

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護 1・2	要介護 3～5
居宅介護支援（ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者 45 件未満	10,860 円/月 (1,086 単位)	14,110 円/月 (1,411 単位)
居宅介護支援（ⅱ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者 60 件未満	5,440 円/月 (544 単位)	7,040 円/月 (704 単位)
居宅介護支援（ⅲ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者 60 件以上	3,260 円/月 (326 単位)	4,220 円/月 (422 単位)

②居宅介護支援費（Ⅱ）（地域区分 1 単位：10 円）

(指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護 1・2	要介護 3～5
居宅介護支援（ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者 50 件未満	10,860 円/月 (1,086 単位)	14,110 円/月 (1,411 単位)
居宅介護支援（ⅱ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者 50 以上 60 件未満	5,270 円/月 (527 単位)	6,830 円/月 (683 単位)
居宅介護支援（ⅲ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者 60 件以上	3,160 円/月 (316 単位)	4,100 円/月 (410 単位)

(2) 加算

加 算 名 称		料 金 (単 位 数)	算 定 要 件
初 回 加 算		3,000 円/月 (300 単位)	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加算 (Ⅰ)		2,500 円/月 (250 単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算 (Ⅱ)		2,000 円/月 (200 単位)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1 回	4,500 円/回 (450 単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携 2 回 以上	6,000 円/回 (600 単位)	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1 回	6,000 円/回 (600 単位)	
	連携 2 回	7,500 円/回 (750 単位)	
	連携 3 回 以上	9,000 円/回 (900 単位)	
緊急時等居宅カンファレンス 加算		2,000 円/回 (200 単位)	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算		5,000 円/回 (50 単位)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合

ターミナルケアマネジメント 加算	4,000 円/月 (400 単位)	① 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ②利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと ③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供
特定事業所加算（Ⅰ）	5,190 円/月 (519 単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（1 ヶ月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円/月 (421 単位)	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円/月 (323 単位)	
特定事業所加算（A）	1,140 円/月 (114 単位)	
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の 15%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合
------------------------	-----------	---

(3) 減算

減 算 名 称	料 金 (単 位 数)	算 定 要 件
運営基準減算	所定単位数の 50% で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
特定事業所集中減算	1 月につき 200 単位を減算	正当な利用なく特定の事業所に 80%以上集中した場合 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1.0% を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

(4) その他

交 通 費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要となる場合があります。
解 約 料	解約料は一切かかりません。

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	管理者 飯塚 文子
苦情解決責任者	センター長 中野 裕文
連絡先	0274-60-4151
第三者委員	松井 勝美（連絡先）
同上	新井 良枝（連絡先）

(2) その他の相談窓口

保険者の窓口	・（甘楽町） にこにこ甘楽 福祉課介護保険係 電話 0274-67-5182 ・（富岡市） 富岡市役所 高齢介護課 電話 0274-62-1511 ・（高崎市） 高崎市役所 電話 027-321-1111（代表）
--------	--

	・(南牧村) 南牧村役場 電話 0274-87-2011 (代表)
公的団体の窓口	・群馬県国民健康保険連合会 電話 027-290-1323 ・群馬県社会福祉協議会 運営適正委員会 電話 027-255-6669

8 福祉サービス第三者評価実施状況

実施の有無	有 ・ 無
有の場合、実施年月日（直近実施日）	年 月 日
実施した評価機関	
評価結果の開示状況	

9 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。この守秘義務は契約終了後も同様です。

10 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者は事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、利用者の求めにより開示します。

11 医療との連携

- ①居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。
- ②訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ③利用者が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師の意見を求めます。介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

1.2 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者を求めることができます。
前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヶ月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。

1.3 ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第30条の2第1項目の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用にあたって、次の行為を禁じます。
- ①介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的・間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ②介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

1.4 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	中野裕文
-------------	------

1.5 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 6 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	シルク看護職員
--------------	---------

1 7 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

重要事項説明書の説明日	令和 年 月 日
-------------	-------------------------

事業所（法人）名	社会福祉法人 かんら会 甘楽郡甘楽町大字白倉 1384 番地 1
代 表 者 名	理事長 森平 恵喜 印
事業所名	甘楽町在宅介護支援センター・シルク センター長 中野 裕文 印
説明者氏名	

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印 (続柄)